

社会資本整備審議会建築分科会 官公庁施設部会

第1回事業評価小委員会

平成22年8月19日

【事務局】 それでは、お待たせいたしました。引き続き、官公庁施設部会事業評価小委員会を始めさせていただきます。

本日、5名の委員の先生方にご出席いただいておりますので、定足数を満たし、当委員会が成立しておりますことをご報告させていただきます。

開会に先立ちまして、まず資料の確認をさせていただきます。資料はお手元に、右肩に資料番号をつけておりますが、資料1、それから、資料2の中で、参考1、2、3、4とついております。それから、資料3、全体、以上でございます。

それでは、議事進行について、委員長をお願いいたします。〇〇委員長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【委員長】 本日は、大変お忙しいところを続けてご出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまから官公庁施設部会の事業評価小委員会を開催いたしたいと思えます。先ほど私のほうから、官公庁部会であいさつを申し上げましたので、細かい話は省略いたします。

本日、皆様方にご審議いただく、大臣から社整審の福岡会長あての文書は、皆さん方のお手元にあるのでしょうか。

【事務局】 お手元にはございます。

【委員長】 7月17日付で国土交通大臣のほうから社会資本整備審議会の福岡会長にあてた諮問というのがございます。その諮問の項目を受けまして、平塚税務署と豊橋港湾合同庁舎の2件の新規事業に対する事業採択の是非ということについて、ご審議をいただくということが今回の議題でございます。

先ほど営繕部長よりお話のあったとおりでございます。これは新しいタスクということになるんですね。今までやらなかったことで、新規採択事業に関する事業採択の是非の審議ということでございます。報告事項として、地方出先機関が入居予定の合同庁舎の整備についての報告もございます。新規事業の評価と報告ということでございます。委員の皆さん方、どうぞご審議のほど、何卒よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは議事を進めさせていただきたいと思います。第1の議事が、先ほどの新規事業採択の評価ということでございまして、平成23年度予算概算要求に係る官庁営繕事業の新規事業採択時評価について、それと併せて議事次第3でございまして、地方出先機関が入居予定の合同庁舎の整備の方針について、3のほうは報告事項でございまして、

これをあわせて、事務局のほうから一括ご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 計画課長でございます。まず、新規事業採択時評価について説明を申し上げます。

資料2が、その評価を取りまとめたものとなっております。先ほど委員長がおっしゃったとおり、平塚税務署と、豊橋港湾合同庁舎（増築棟）、三河海上保安署庁舎の整備に関する新規事業採択時評価でございまして、資料2が取りまとめたものですが、最初に、事業評価の概要について説明を申し上げたいと思います。参考1と書いたものと参考4と書いた資料をご覧いただきたいと思います。

参考1の資料が事業評価概要を取りまとめたものとなっております。資料をあけていただきまして、1ページのところに事業評価全体の概要が載っております。今回は、上の赤枠で囲みました、新規事業採択時評価をお願いしているところでございまして、基本的には、事業費を予算化しようとする事業について実施するというところでございまして、そのほかに再評価、事後評価というのがございまして、これについては別途行うこととなっております。

その次の2ページですが、新規採択時評価についてどのようにするかということを取りまとめております。基本的には3つの視点ということで、必要性、合理性、効果、この3つについて評価を実施いたします。その内容ですが、ここに簡単にまとめております。必要性については、評点が100点以上のもの、合理性に関しては、事業と同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案のほうが経済的であると評価される場合などについて、100点とする。また、事業計画の効果については、業務を行うための基本機能に関する評点が100点以上かを確認するB1、それと、付加機能についての各施策の反映状況が特性に合致しているかを確認するB2という、2つがございまして、

またあけていただきまして、3ページが、事業計画の必要性に関する評価手法となっております。ここにありますように、いろいろな項目がありますが、例えば老朽、古くなった場合の弊害の解消の必要性ですとか、狭隘、狭いという状況の解消の必要性などについて評価を行いますが、具体的に見ていただきますと、参考4の縦長の資料の8ページをご

覧いただきたいと思います。事業計画の必要性に関する評価指標ということで表が載っております。上のほうの大きな表と下に小さな表がありますが、建替え等の場合は上の表を用います。新規施設の場合には下の表を用います。

建替え等の場合について、上をごらんいただきますと、一番左の列に計画理由というのがあります。老朽、狭あい、借用返還、分散などという計画理由がございます。それぞれについて、事業が必要な建物に関しまして、どの計画理由においてどういう状況にあるかということを確認した上で、その評点を定めるということになっております。例えば、「狭あい」というところの計画理由がありますが、その右2つ行きますと、「面積率0.5以下」というのがあります。その場合には、その列の上の行を見ますと、評点が100ということになっております。そのような形で、内容に基づいて評点を定めるということになっております。

また、新規施設の場合には、下の表にありますけれども、例えば法令等に基づく場合には、必要な場合には100点になるとか、そのような内容に基づく判定手法となっております。

戻っていただきまして、横長の資料、参考1の4ページが事業計画の合理性の説明となっております。合理性に関しては、先ほど申し上げましたように、同等の性能が得られる改修・増築、民借などの代替案の有無を確認しまして、その上で、採択案と代替案とのライフサイクルによる費用比較を行いまして合理的であることを確認するということになっております。経済性を比較して、合理的な場合には100点、そうじゃない場合には0点という点数をつけることになっております。

次の5ページですけれども、事業計画の効果という評価です。これは先ほど申し上げました、B1、B2ですけれども、これに関しましては、先ほどの縦長の参考4の11ページに、B1評価の指標が載っております。位置、規模、構造の分類にそれぞれに対応した項目がございます。その項目ごとに内容がどうかということを表の内容によって判定して、それに基づいて、一番上の行にある係数を定めるということで評価を行っております。

それから、B2の付加機能に関しましては、参考4の12ページのところに、B2に関する評価指標として載せております。社会性、環境保全性、機能性ということで項目を4つ分類しまして、それぞれについて、一般的な取り組みの場合にはCということになっておりますが、充実した場合はB、特に充実した場合にはAという評点をつけるということで評価を行っております。

以上が、簡単でございますけれども、評価手法の説明でございます、これに基づいて評価した結果をこれから説明申し上げます。詳しくは参考資料に載っておりますので、そちらを用いて説明させていただきます。

まず、平塚税務署ですけれども、参考2という横使いの資料をご覧いただきたいと思っております。ページをあけていただきますと、事業概要の(1)計画概要というのが載っております。平塚市はご存じのとおりで、この平塚税務署に関しては、昭和44年の建築ということで41年経過しております、老朽化、非常に古くなってきております。また、耐震性能も不足しているということ、さらには人口が非常に増加していることなどによって、業務量が非常に増えております。それに伴いまして職員数も増えていることから、庁舎が非常に狭くなってきて、利用者にも不便を強いる状況となっております。整備が必要だということだったんですが、平塚市で市役所の建て替え計画があるということがわかりまして、平塚市と協議をいたしまして、合意に基づいて、平塚市役所と税務署庁舎を一体的に整備するという計画を立てたものでございます。

次の2ページに新庁舎の概要を載せております。敷地は現在の市役所があるところに、市役所を使いながら順次建て替えをして整備をするというものです。全体としては、市役所と税務署を含めて延べ面積3万平米程度となっております。そのうち税務署分が4,203平米ということです。税務署分についての工事費はおよそ15億円。現在、設計を行っております。そのため、このような形で基本設計的な図面が載っております。23年度から工事で、27年度完成を予定しております。

次の3ページをあけていただきますと、現在の庁舎の概要でございます。現在の庁舎は駅の南側のほう、市役所と反対側になりますが、住宅街にありまして、延べ面積2,032平米ということで、必要な面積の半分以下という状況でございます。また、駐車台数も現在14台ということで、非常に少ない台数で不便を強いている状況にあります。

4ページで、平塚税務署の業務を説明しております。平塚税務署の管轄区域は、平塚、秦野、伊勢原の3市と、大磯、二宮の2町、合計で人口60万程度ということで、建設当時から人口は倍近くに増えてきていると聞いております。税務署の業務はここに書いてあるとおりでございます。

具体的な評価について、次の5ページから説明いたします。

まず最初の必要性の評価です。平塚税務署に関しましては計画理由として、老朽、狭あい、分散、施設の不備という4つの項目が挙がっております。老朽に関しましては、劣化

の度合いをあらわします現存率という数値を用いております。この現存率については、その下の（２）現存率の算出根拠というところにありますが、それぞれ、構造や仕上げ、設備に応じて現地の実態を調査しまして、その実態に応じて現存率、劣化の度合いを判定し、それを計算して、全体の現存率ということで数値を出しております。

この建物では、特に構造に関しまして、構造体にひび割れが広範囲に認められるということで、構造体の現存率が0.5、健全な場合は1.0ですが、半分しかないという状況でございます。そういうこともあって、全体の現存率57%ということで、先ほどの表に基づきますと、老朽の評点が90点ということになります。

そのほか、狭あい、分散、施設の不備が70点、80点、60点となりまして、この主な理由のところ、90点に対して、そのほかの理由のものを10で割った数字を足したものを評点とするということになっておりまして、その合計が111点ということになります。

それぞれの内容について、これから次のページ以降を説明いたします。

まず、2つ目の狭あいのところですが、これは面積率を出して評点を出すんですけども、面積率については、6ページの表にありますように、実際の人員、155人の職員数ですが、それに対して、それぞれの役職に応じた換算率というのを掛けた換算人員を算出します。これに対して、式が決まっておりますので、その式に当てはめることによって面積率が算定されます。ここでは0.62という数値になります。面積は半分以下ですけども、面積率として、数値として式が決まっておりますので、それで出しますと0.62ということになりまして、この数値に基づくと評点は70点です。

実際の老朽や狭あいの状況に関しまして、写真をつけております。7ページは、実際古くなった状況を示しております。躯体にはかなりクラックがありまして、次のページにあるんですが、漏水も起きております。ただ、仕上げだけは、その上から、見た目が悪くならないように仕上げをしているということで、はっきりひび割れは見えないんですけども、よく見るとかなりのひび割れが生じております。

次の8ページについては、設備や仕上げ材、あと漏水の状況などを写真で示しております。天井などからの漏水で天井が壊れたり、設備のさび等も非常に発生しております。

次の9ページについては、建物の狭い状況を写真であらわしております。面積が半分しかないということもありまして、必要な書類を納める場所がないということで、事務室内に書類をかごに入れた形で積んで仕事をしておりますが、書庫に詰め込んで、毎朝それを

出してきて仕事をして、帰るときに、重要書類は詰め込んで帰るということを繰り返していると聞いております。

10ページは事務室の状況ですが、下の写真にありますように、通路部分にも職員の机や来庁者のための相談スペースなどを設けて、仕事をしている状況にあります。

次の11ページですが、分散ということの障害ですけれども、書庫がないということで、小田原税務署に書庫を借りて業務を行っているということで、片道20キロを何度も往復する必要があるということです。

12ページは施設の不備という項目ですが、耐震性能については、評価値が1.0に対して0.86しかないということです。それからバリアフリーに関しても、エレベーターがない、多機能トイレもないということで、整備するスペースがないという状況にあるということです。また駐車場も不足しているという状況です。

以上、こういうことで先ほどの111点という点数が出てまいります。

次の13ページが事業計画の合理性ということで、ここでは代替案との比較ということになりますが、代替案に関しましては、右下にありますように、現地建替えということで計算をいたしました。ここは民借を最初検討しましたが、4,000平米の事務所をおさめるだけの民間建物がないということで、比較検討できませんでした。また、現状の建物を残して、大規模改修して増築するという案も考えられるんですが、これに関しましては、場所が狭いため増築できないということで、現地建替えと比較いたしました。そうしますと、ここにありますように、この事業案に対しまして現地建替の代替案のほうが少し高いという結果になりました。これは、仮庁舎をつくる必要があるということと、また、非常に敷地が狭いということで駐車場を確保できないため、駐車場を借りる必要があることなどによって高くなっていると理解しております。これによって、合理性としては100点ということになります。

次の14ページですけれども、ここは事業計画の効果に関する評価のB1となります。B1については、位置、規模、構造、それぞれの項目について、どのような状況にあるかということで判断するわけですけれども、ここでは、③アクセスの確保に関しては、道路が整備済みですし、また、利用者の利便性が向上するというので1.1。それから、④都市計画・土地利用計画等に関しましては、地元の市役所整備、市役所建替との連携、地元市との連携による貢献ということで、1.1としております。また、規模のところで建築物の規模、ここは敷地の高度利用ということで、合築することによって敷地の容積率目いっ

ばいを使うということにもなりまして、それによって点がついております。敷地の規模については、必要な駐車場や緑地の面積を確保できるということで点が挙がっております。それぞれの点数を掛け算した上で100倍するというので、146点という結果になっております。

次に、利用者の利便性の向上ということの説明を15ページでしておりますが、この市役所の場所、一番下のところに平塚市役所と税務署の合築の建物がありますが、この近辺には、例えば右上に県の合同庁舎などがありまして、県税事務所と市の徴税部門と税務署との連携が図れるとか、利用者にとっても非常に便利になるということ、また、内部での連絡調整も容易になるということもあります。

16ページは、効果のうちの付加機能、B2の評価となりますが、これに関しては、地域性、A、環境保全性、B、ユニバーサルデザイン、A、防災性、Aという評価になっております。具体的には、次のページから説明いたします。

まず、17ページの地域性のところに関しましては、市役所との合築による業務の連携ということ、さらにはオープンスペースを設置できるということで、この項目に関しては十分評価できるということで、Aとなっております。

次の環境保全性に関しましては、太陽光発電を設置することによる自然エネルギーの有効活用と雨水利用設備、一応この2点ということで、最大はAなんですけれども、2点まで現在考慮しているということで、Bという評価となっております。

次の19ページのユニバーサルデザインに関しては、移動等円滑化誘導基準よりも優れた整備ということで、特に事務室の自動扉化などを行うことによって、Aという評価となっております。

さらに20ページ、最後ですけれども、防災性に関しましては、市役所と合築ということで免震構造を採用する。それから、電気室を最上階に配置するというので、先ほど野城先生からもご指摘がありましたけれども、この場合、電気室を最上階に置きますので問題ないということで、この項目もAとなっております。

以上によって、最後の評価（案）でございますが、必要性、111点、合理性、100点、効果、146点ということになっております。

以上が平塚税務署です。

次に、豊橋港湾合同庁舎、三河海上保安署庁舎の整備に関する評価を説明いたします。参考3をご覧くださいと思います。

事業概要です。1ページをご覧くださいますと、上に計画概要とありますが、三河海上保安署は21年10月に新設された組織ということで、現在、豊橋港湾合同庁舎の敷地内に仮設庁舎を設置して業務を行っておりますが、非常に狭いということで業務に支障が生じる状況となっております。場所は豊橋市の豊橋港の近くとなっております。港湾地区にあります。

次の2ページにその事業概要を載せております。左側が現状で、既存庁舎がありますが、その南側のところに、現在、仮設庁舎で業務を行っております。この事業の概要としては、およそ1,000平米の建物を3.9億円の工事費でつくるといふものでございます。増築棟整備後の配置が右側にありますが、合同庁舎のすぐ横に連結してつくるといふことを想定しております。

次の3ページが現状の写真でございます。左側の今ある建物が現在の豊橋港湾合同庁舎で、鉄骨造のおよそ1,100平米の建物でございます。こちらには今、税関、入国管理局、植物防疫所、検疫所が入っておりますが、それにこの増築棟、およそ1,000平米を建てるといふものでございます。

右側の4ページに、三河海上保安署の業務内容、職員概要を載せております。密輸とか密航などの対応、取り締まりなども業務として行っているということでございます。

5ページから、実際の評価内容に入ります。まず、必要性ですけれども、これは新規の建物ということで、機構新設によりまして評点は100点となります。さらに合同庁舎の整備ということで、これは評点10点を加算できるということになっておりまして、その結果、必要性評点は110点となります。

ちなみに、6ページは参考ですが、面積率に基づく狭隘を算定してみたということですが、それによりまして、面積率0.48となって、これによる評点でも、やはり100点となります。これは参考でございます。

7ページの、機構の新設の内容でございます。もともと、三河湾の反対側にあります蒲郡に海上保安署があったんですけれども、業務が豊橋港のほうが忙しくなって、こちらのほうに来ないと業務に支障があるということで、21年10月以降、豊橋のほうで業務を行っております。蒲郡海上保安署を廃止して、新たに三河海上保安署ができたということになっております。

8ページ以降は、機構新設ですので、参考ではありますけれども、現状の仮設庁舎の狭さを写真であらわしております。非常に狭い状況になっております。

また、9ページ、10ページにありますように、必要な施設がないという状況でございます。

11ページには、留置施設もないということで、名古屋まで運んでいかなければいけないという、非常に問題があるという説明でございます。

以上が必要性の説明となりまして、次、12ページが合理性の説明ですが、この場合には、港湾地区ということもありますが、近くに入居できるような建物が、調べた結果、ないということがわかりまして、つまり、ほかの案が見つからないということによって、合理性の評点としては100点ということになります。特に巡視艇を使っておりますので、巡視艇からあまり遠くに行くことができないという制約条件のもとで検索したものでございますが、入居可能な建物はなかったということでございます。

13ページが、事業計画の効果のB1指標でございます。位置に関しては、用地については、港湾合同庁舎の敷地ですので、ここは1.1、アクセスについても問題ないということです。敷地の規模に関しても、必要なスペースは現在もあるということですので、点数がつきます。構造に関しては、機能性として、防災拠点としての耐震性能を確保した計画としておりますので、この点についても点数がつくということで、結果として146点となります。

B2の付加機能に関しましては、14ページですが、地域性、環境保全性に関しては、基本的な一般的な取り組みということでCですが、ユニバーサルデザインについては、既存の庁舎を使うことができるということでA'となっております。

次の15ページをご覧くださいますと、現状の港湾合同庁舎のほうに、2階建てですが、エレベーターや多目的トイレがあります。これを使用することができるような計画とするということで、この付加機能に関する点数がついております。

また、16ページ、防災性については、これもやはり電気室を、既存の庁舎は1階にあるんですけども、港の近くということで、防災性を考慮して、2階に今回新たに設置して全体の対応をしようということで、点数がBとなっております。

以上によりまして、最後のページですが、評価（案）の点数としては、必要性、110点、合理性、100点、効果、146点ということとしたいと考えております。

以上が評価の内容でございます。

【事務局】 引き続きまして、資料3でございます。地方出先機関が入居予定の合同庁舎の整備の方針について、併せてご説明をさせていただきます。こちらは報告事項でござ

います。

1 ページ目の1 番にありますように、地方出先機関が入居予定の合同庁舎の整備につきましては、地方出先機関改革の検討が進められております。すなわち、改革が進展した場合には施設に余剰空き床が発生する可能性もあるということで、そこで2つの基準に該当するものに限定して、現在整備をさせていただいております。

その2つの基準が①、②でして、1つは、耐震性の問題がある現庁舎の割合が高く整備の緊急性が真に高いもの又は事業の遅れにより資産債務改革に支障をきたすものであって、①かつ②、入居官署の見直しにより無駄が生じないように対応できる事業ということでございます。この2つの基準に基づいて箇所をそれぞれ吟味しました結果、去年の概算要求では、35カ所の要求箇所を13カ所に限定したということでございます。

地方出先機関改革の検討は現在でも進められております。従いまして、基本的には、引き続き事業の要求の見送りを継続させていただくこととしております。ただし、1年たつて状況は変化しております。そこで、2番の線のところにありますように、地方公共団体と連携して実施している事業について、関係各省等との調整が進展し、無駄が生じないように対応することが可能となったものについては再開するというところで、具体には、(参考)のところでございます。

世田谷、前橋、PFIの立川、3つでございます。この3つについて、右側をご覧くださいますと、昨年10月の時点では、まず、基準法の耐震性能を満たしていない施設の割合が高い。すなわち、①の基準についてはどれも満たしていたということでございます。ただし、3つの施設とも余剰床となる可能性のある面積があった。すなわち、②の基準を満たしていなかったということでございます。

ところが、真ん中の状況の変化にありますように、財務省国有財産担当部局のご努力等によりまして、世田谷と前橋につきましては、もし、空いたときには、次の追加施設はこういうものが考えられるという調整が進展してきたところでございます。また、立川のPFIにつきましては、計画規模自体を縮小して無駄が生じないようにしたというところでございます。地方公共団体との連携などの部分について、次のページでご説明させていただきます。

まず、2ページをご覧くださいいただければと存じます。世田谷の状況ですが、これは国の施設と、一番始めの括弧に書いてありますように、東京都、世田谷区の施設との合築でございます。1.事業概要の(3)規模のところをご覧くださいますと、都と区の施設が6,70

0 平米、国の施設が 7,000 平米余りということにして、事業概要の一番下 2 行にありますように、都の建替え計画に合わせて国の合同庁舎を一体的に整備するということが、地方公共団体との連携が必要となっている事業ということでございます。

次に 3 ページをご覧くださいと存じます。前橋地方合同庁舎でございます。前橋につきましても、(3) 規模にありますように 1 万 7,000 平米余りで、入居予定官署は、ここに書いてある行政評価事務所以下の事務所が入るということでございます。事業概要の 3 行目をご覧くださいますと、前橋市が現合同庁舎の敷地を市有地としたいと考えていることから、現敷地を市有地である建設予定地と交換を行うこととして計画しているということで、具体的には、次のページをご覧くださいと存じます。

青い枠で囲んである前橋合同庁舎、ここに現在の合同庁舎が建っております。赤い枠の下のところを見ていただきますと、前橋市役所とか市立図書館に近く、市役所と一体的な利用が可能な土地でございます。そこで、現在の計画では、上の建設予定地に国の施設を移転しようということにして、前橋合同庁舎の跡地は前橋市のほうで利用していただくということですが、これが進まない場合には前橋市のまちづくり自体に影響が出てくる、そんな状況でございます。

次に 5 ページをご覧くださいと存じます。立川地方合同庁舎、これは P F I の案件でございます。(3) にございますように、規模が 1 万 9,000 平米弱であったものを今回、1 万 8,000 平米程度に変更しようということ、(6) 入居予定官署は法務局以下のところでございます。P F I でございますので、(5) にありますように、事業期間は 20～33 年度と長くなっておりますが、これは現在、中断中ということでございます。事業概要の 3 行目にございますように、立川市は当合同庁舎を市のまちづくりの中心と位置づけております。すなわち、これは基地跡地の土地区画整理事業が実施されたところで、立川市にとっては沿道地域の市街地形成が大きな課題になっている。そんな状況でございます。

以上、資料 3 についてご説明させていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、皆様方のご審議をお願いしたいと思います。事業評価の、評価の評価ということになるのでしょうか。それが平塚税務署と豊橋港湾合同庁舎の件でございます。あと、ご意見を伺うものとしては、合同庁舎の整備計画の方針、これは主に質問事項ということになると思います。以上、よろしくお願ひしたいと思います。

す。

ご意見ございますでしょうか。

【〇〇委員】 質問ですけれども、平塚税務署で、13ページの代替案のところですが、事業計画の合理性というところで、その場で現地で建て替えれば、もちろん土地は空かないんですけれども、新しく土地を移転したということになると、まず、土地は新しく取得するので、その取得の費用はあったのかなど。あるいはただでもらったのかもしれないのですが。それから、空いた土地に何か利用計画があるのか。あるいは、それを売ったら、それはそれで負担の軽減になるわけですから、空いた土地はどういう利用計画が、もしあるとすれば何なんでしょうか。

【事務局】 基本的に、この評価手法に関しましては、土地については、もともと施設を整備する場所が国有地であって、国有地から国有地ということもありますので、評価手法の中に土地を考慮しないということで成立しておりますので、ですから今回も、土地に関しては評価の中に入れておりません。

ただ、なぜ入れないのかというご意見もあると聞いておりますので、今後、評価手法に関する検討会がございますので、そちらのほうで、どうしたらいいかということを検討していきたいと思っております。

【〇〇委員】 多分、これで大事なのは、空いた土地の問題、これはプラスになる可能性と、逆に負担になる可能性があって、もちろんそれを売り払えば、それはそれで利益になりますので、プラスですよ。つまり、かえって事業の効率を高めるほうに評価されると思うんですね。

ただ、逆にそのまま放置しておく、放置した土地を管理しなければいけないので、それはそれで、またお金のかかる話ということになりかねませんから、そのあたり、空いた土地の利用方法というのを視野に入れないと、最終的に幾らぐらいのコストが出ますかねということにならないような気がするんです。

【事務局】 この土地は、処分ということで、売却予定の土地になっております。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいまの〇〇先生の主なるご質問は、多分、評価手法の見直しに対するご提案が全体にございまして、これに関しては今お答えいただいたように、これは評価手法を将来的には見直すという方向で、ぜひご検討いただきたいと思います。残った土地をどうするかということも評価の対象に含める。ただ、その手法が妥当であるかどうかというのは本日の

直接の議題ではございませんので、評価のやり方を見直す段階での要望事項として、この小委員会からお願い事項として残しておきたいと思います。

ほかに何か指摘事項はございますでしょうか。〇〇先生、どうぞ。

【〇〇委員】 これも評価手法の問題なので、今日の審議事項ではないと思うんですけども、例えば面積率の算出根拠として、実際、面積率の計算を見ると、結局、換算人員掛ける7.8平米ということで、1人当たり7.8平米ということなんですが、現在のオフィスの1人当たりの面積の平均としてももうちょっと広いような感じがするんですけども、こういう原単位というのが妥当なのか。これに限らず、ほかにもあるんじゃないかという感じがするんですけども、それもあわせて検討できるのであれば、していただくといいのかなという感じがしました。これは今日の審議には関係ないので、今日の議案がどうのということではないんですけども。

【委員長】 ありがとうございます。多分、どう評価をされたかというプロセスのほうにはいろいろご意見が出てくると思います。こういう算定式でいいのかどうかというあたりは、非常に皆さんご意見があると思いますけれども、今の〇〇先生からのご意見もぜひ含めておいていただきたいと思います。

どうぞ、〇〇先生。

【〇〇委員】 まず、税務署のほうですが、15ページですけども、これも評価手法にかかわることかもしれませんが、事業計画の効果（業務を行うための基本機能）とタイトルがなっているんですけど、ご説明では、国民の利便性みたいなことでご説明をされていたように伺いましたが、国民から見た場合の話と行政間の調整がうまくいくとかいかないという話は違う話なので、その整理がどうなっているのかというところをご説明いただきたい。

あと、平塚税務署と徴税部門で、県税事務所とかいうのが、国・県・市の徴税部門との連絡調整が容易ということですけども、国税とか地方税でそれぞれに連絡調整をしているというのは実態でどうなっているのか。あと、行政の目から見ると、合同庁舎の中でいろいろな事務所がありますといっても、別に連絡調整しているわけではないので、やっぱり集中的に機関があるということの利便性は、国民というか、住民との関係でおそらくあって、行政のベースですと、やや例外的というか、必要性があればそういうこともされるんでしょうけれども、別に都市局とここがそんなに連絡をとっているという感じでもないと思うんですけども、ということなので、そこを少し整理しないと、いかにも突っ込み

やすいかなという感じがいたしました。

それから、港湾のほうですが、海上保安署の庁舎のところでも、これは感想ですが、4ページ目で、事業、1とあって、(6)に組織の話がありまして、警備救難係、あるいは国際取締官というのが出てきて、いかにも非常に重要な業務であるということになるんですが、法制上は、海上保安庁の仕事というのは実は重要なんですけれども、実際上の具体的な法執行に関する仕組みというのはできていない。だから、そこがすごい大事な業務けれども、庁舎を整備する前にやることあるだろうという感じもありまして、これは感想で、何とかしてもらいたいと思っております。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

【事務局】 最初の税務署に関してですが、国税と県税、市の徴税部門というのは、定期的に会合を持って調整していると聞いております。ですから、近くなることによって職員の利便性も上がりますし、それとは別に、利用者についても、同じ場所でいろいろなところに対しての手續が一遍にできるという意味での利便性向上と、両方あるということで点数を挙げているところなんですけれども、よろしいでしょうか。

【委員長】 ○○先生。

【○○委員】 先ほどの部会で、最近の官庁営繕行政における主要施策として、防災拠点とか、あと、話題にあった木材とか、環境負荷の低減というのが重要であるということでしたが、結局、主立った審査は、かなり狭い範囲では、コスト試算とか必然性にほとんど労力が使われていて、さっきの重要施策というのは、参考1の資料でいけば、最後の5ページ目にあるB2というところに、あくまで計画の効果ですね、そのうちのB2でしかなくて、かつ、それは地域性、環境保全性、ユニバーサルデザイン、防災性のところで、とにかくC以上でありさえすればいいという、しかも例えば、私はちょっと建築の環境をやっているので、参考3で、保安署の話をするところ、環境保全性、C、一般的な低減が図られていて、省エネ機器の導入を行っているというんですけれども、このCに該当しないケースというのは、逆にDというのがあるのかどうか知りませんが、一体それはどれぐらいのランクであって、このA、B、Cというのは、さっき税務署のほうは、2点だからBとかいうお話ですけれども、現状、今いろいろと、例えば消費エネルギーが何十%減りますとか、CO₂が何十%減りますということで、必死に定量的な評価を環境の世界でやろうとしている中で、ちょっとスケールがどうなのかと。

あと、施策として、どうしてもこういう施策はお金がかかると思うので、そ

れが全然、初期の検討の中でほとんど無視されて、結局、そういったコストアップをほとんど認めない。とにかく安くやっていけばいいというだけになっていくと、さっきの主要施策は実行できるのかなというのをちょっと疑問に感じるんですが、いかがでしょうか。

【委員長】 何かお答えはいただけますか。

【事務局】 かなり限られた予算を有効に活用していかなければいけないということがございますので、そういう中で、すべてについてAを求めるというのは無理だと思いますので、Aを求める庁舎に対して、このようにCで我慢、我慢じゃないですね。基本的な機能は満足していますので、付加については抑えるということで、メリハリをつけてやっているというところです。

あと、事業評価という観点から言いますと、付加機能については、どうしてもこのような形で、点数ではないことでやらざるを得ないという状況にあるのかなということですが、この辺も、評価としては何か考えていったほうがいいでしょうか。

【事務局】 この辺の問題は、もともとこの枠組みがどうつくられてきたかというところに根本的なお話がございまして、もともとこれは土木工事、公共事業の事業執行を進めるのかどうか、そういう観点からイメージがつけられてきた。そうなる公益、言うなればベネフィットに対して、ほんとうにどれだけのコストをかけていくんだ、それが妥当なのかということからもともと制度上が出発している。

ところが、私どもの官庁営繕事業というのは、業務を行う場をまずつくらなければならないというところから、事業が計画されています。つまり、必要性から我々は物事を判断している。ただし、そうはいつでも、同じ投資的な経費であるということで、経済合理性も当然のことながら考えていくべきであろう。言うなれば土木の基本的なスタイルの上に我々の事業を乗せ込んだというようなところで、本来、施策的にやっていかなければならない。この例で言えば、後ろのB2と言われるような部分が、逆に言えば、まさに先生のご指摘のとおり、付加的な部分としてしか今のところ評価はされていない。

ただ、統一的なルールの中で運用している関係上、こういう枠組みで現在動いておりますが、我々も非常に重要だという認識はしておりますので、何らかの形でそういったものが組み込めないか、今後とも検討はしたいと思っております。

【委員長】 ありがとうございます。

ほかに何か。

大多数の委員の方々の見解は、評価手法にやや問題ありと。ぜひ早い時期に、官公庁施

設の事業としての評価にはもっと別の観点があるのではないかと。先ほど〇〇先生からお話になった環境保全で言ったら、何で平塚がBで、豊橋港湾がCになるか、そのあたりの差がどうも見にくいというようなご意見ではなかったかと思います。そのあたりはルールの見直しを、ぜひ官庁営繕部のほうで鋭意進めていただくようにということにさせていただきたいと思います。

今日の小委員会の議論としては、絶対値として、今の提案ルールに従って評価したものが、ご提案いただいた、110点、100点、146点というのと111点、100点、146点、あまり差がないんですけれども、絶対値としての点が妥当なものかどうかという、その評価を見るという点でございます。そのあたりでのご意見はいかがでございますでしょうか。

最終的に、特段ご意見がなければ、今、事務局からご紹介いただいた、平塚税務署での111、100、146の評点と豊橋港湾の評点について、小委員会として妥当なものであるという判断をしたということでしょうか。ただ、前提として、評価方法そのものにはやや問題がありという点は、ぜひ小委員会としての付加意見として申し上げておきたいと思います。その点については、委員会の先生方、よろしゅうございますか。

ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本事業評価小委員会としては、平成23年度予算概算要求に係る官庁営繕事業の新規採択時評価の案については、事務局からご紹介いただいた参考資料2、3のものとして、承認ということでよろしゅうございますでしょうか。ご異議はございませんか。

では、小委員会としては、くどいようですけれども、ルールの見直しを前提に、参考資料2と3でご紹介いただいた新規事業の評価の案について、原案どおりの承認ということで、お認めいただくということにしたいと思います。

それでは、予定の議題は終わりでございます。報告事項については、何かご質問がなければ、これにて本日の小委員会を終了したいと思います。本日は、活発なご意見をどうもありがとうございました。

今後も、新規事業採択評価につきましては毎年度、必要に応じて小委員会で議論することになると思います。任期は2年で、計3回の6年ですから、最大でも6年ですけれども、一、二年はやっていただくことになるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

予定の議題を終了いたしましたので、この辺で終了させていただきたいと思います。

事務局のほうから、事務連絡等ございましたらお願いします。

【事務局】 官庁営繕部長から、一言お礼を申し上げさせていただきたいと存じます。

【事務局】 本日はご審議ありがとうございました。もともこのシステムそのものが、公共事業を前提としたものであり、営繕の場合、木に竹をつぐような部分がございます。これまでも現在の枠組みの中で、できるだけ改善を図ってきたわけでございますけれども、今般のご意見を踏まえて、更なる改善に全力を挙げて努めたいと思いますので、よろしくご指導をお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

【委員長】 以上をもちまして本日の小委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —